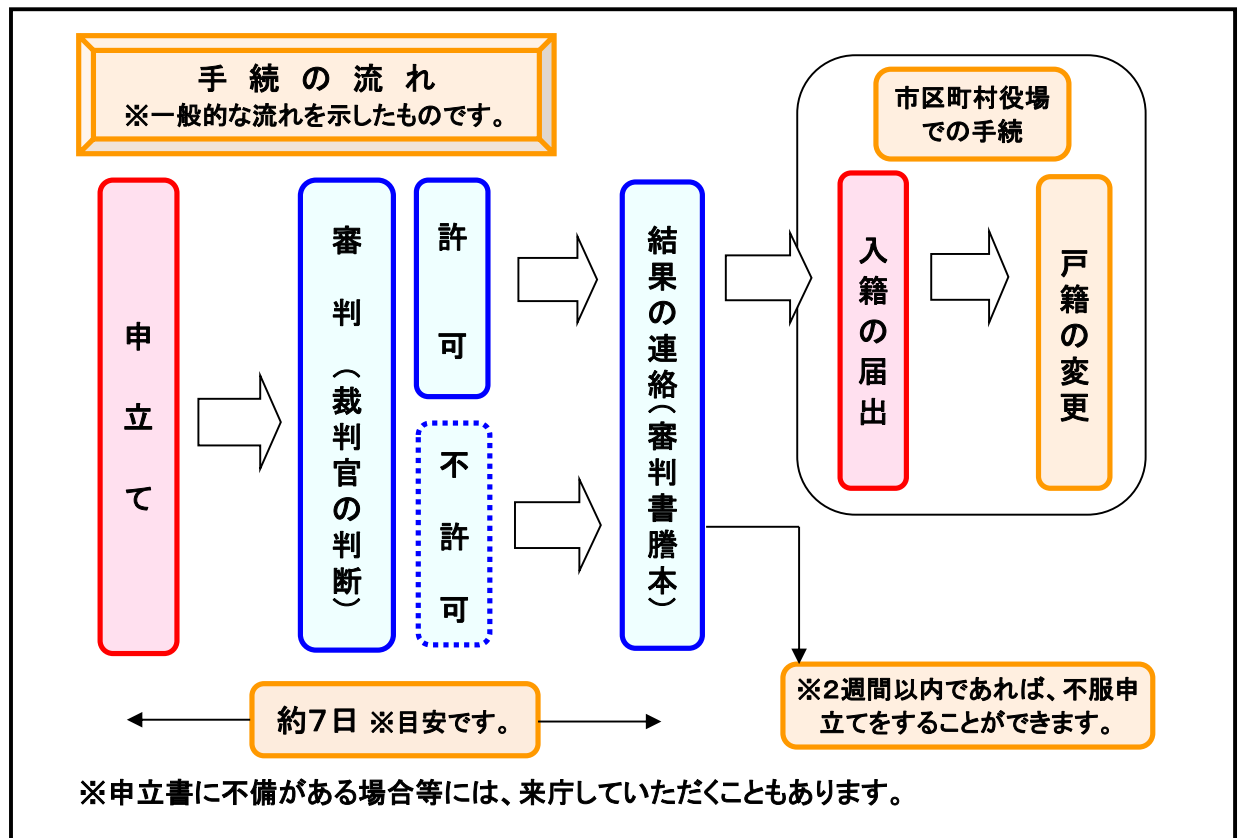


「子の氏の変更」の手続とは・・・

離婚すると、母(又は父)と子の戸籍は別々になります。そのため、母(又は父)と子の戸籍を同じ戸籍にしたいときは、裁判所で許可を得てから、市区町村役場に入籍の届をしなければなりません(民法791条1項)。その裁判所の許可を得る手続が「子の氏の変更」と呼ばれる手続です。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	子(子が15歳未満のときは、子の法定代理人(親権者など)が代理して行います。)
申立てをする裁判所	子の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	☐ 子1人につき 収入印紙 800円分 ☐ 連絡用の郵便切手 84円1枚 (【即日審判】の場合は、切手不要) ※【即日審判】は支部では取り扱っていません。(裏面「よくあるご質問」Q2参照)。 ※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。
申立てに必要な書類	☐ 申立書 1通 ☐ 戸籍謄本(全部事項証明書) 各1通 ☐ 子のもの ☐ 母(又は父)のもの (離婚の場合、いずれの戸籍謄本も離婚の記載のあるもの。) ※ 戸籍は、子と親権者が同籍していたときから現在の戸籍までつながっていることが必要です。 ☐ 母(又は父)の戸籍内に15歳以上の父又は母を異にする同籍者がいる場合、同籍者の同意書 ※ そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 子どもの戸籍を変更したいときは、だれが手続をすればよいのですか？

お子さんが15歳以上であれば、お子さん本人が、15歳未満のときは、お子さんの法定代理人(通常は親権者になります。)が代わりに手続をすることになります。

Q2 申立てをした日に入籍の届出を済ませたいのですが、その日に審判書謄本を受け取ることはできますか？

名古屋家庭裁判所(本庁)では、適法な申立てで、当日申立人(15歳未満の場合は、法定代理人(親権者など))本人が来庁し、添付書類等も揃っているものは、申し立てたその日に裁判官が審理、審判をする即日審判という取扱いをしています(お子さんの住所地が本庁の管轄区域内にある必要があります。)。午前9時から午前11時までに受付をしたものは午後0時に、午前11時から午後0時、午後1時から午後2時までに受付をしたものは午後3時に、それぞれ審判書謄本を交付する予定にしています。ただし、事案によっては、その日のうちに審判ができないこともありますし、この取扱いが利用できない期間もあります。ご不明な点は、予め家事受付センターまでお問合せください。

Q3 子どもの戸籍(氏)を母の戸籍(氏)に変更しようと戸籍を取ったところ、親権者が父になっていました。どうしたらよいのですか？

この場合、親権者を父から母に変更する手続(「親権者の変更」といいます。)をしてから、「子の氏の変更」の手続を行うことが多いようです。

なお、親権者を変更しない場合、「子の氏の変更」の手続は、お子さんが15歳未満であれば、法定代理人(親権者)である父がお子さんの代わりに行い、お子さんが15歳以上であれば本人が行うことになります。

Q4 子の氏の変更により母の戸籍に入籍するのに、父の同意は必要ですか？

手続をする人はQ1のとおりであり、申立てに当たって、父の同意は特に必要ありません。

Q5 許可になったときは、どのような手続をすればよいのですか？

お子さんの戸籍を変更するには、市区町村役場に届出をすることが必要になりますので、お子さんの本籍地又は住所地の役場に入籍の届出をしてください。届出には審判書謄本が必要になります。その他、届出の詳細は、届出をする役場にお問い合わせください。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

(TEL 052-223-2830)